

# 有害使用済機器の保管 に関する届出要領

東京都

平成30年4月  
Ver.1.3

## 目 次

第1	届出受付場所	-----	1 ページ
第2	届出方法等	-----	1 ページ
1	届出時間		
2	提出部数		
3	手数料		
4	届出書		
5	届出内容と届出時期	-----	2ページ
	(1) 設置届	-----	2ページ
	(2) 変更届	-----	3ページ
	(3) 廃止届	-----	4ページ
6	届出の流れ		5ページ
7	届出書の作成		
第3	基 準	-----	5ページ
1	保管基準		
2	処分(再生)基準		
第4	帳簿の作成と保存	-----	6ページ
1	帳簿の作成	-----	7ページ
2	帳簿の保存	-----	7ページ
第5	罰 則	-----	6ページ
第6	有害使用済機器一覧	-----	7ページ
第7	有害使用済機器に係る届出が不要な者	-----	7ページ
第8	参考図	-----	10 ページ
図1	掲示板の例	-----	10ページ
図2	保管方法と保管高さの例	-----	11ページ
図3	油水分離槽の例	-----	12ページ
図4	保管場所の排水勾配の例	-----	12ページ
第9	よくある質問と回答	-----	13 ページ

### < 届出書様式 >

- ① 設置届（様式第35号の2）（様式第13条の3関係）
- ② 変更届（様式第35号の3）（様式第13条の4関係）
- ③ 廃止届（様式第35号の4）（様式第13条の11関係）

## はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 17 条の 2 の規定により、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「有害使用済機器」という。「第 6 有害使用済機器一覧」参照）の保管又は処分を業として行おうとする者（以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければなりません。

この冊子は、廃掃法に従って、有害使用済機器の保管等をする方の届出（八王子市の区域で保管等をする場合を除く。）について解説しています。

なお、「第 7 有害使用済機器に係る届出が不要な者」に掲げる方については、届出は不要です。

### 第 1 届出受付場所

届出は次の場所で受け付けています（八王子市の区域で保管等をする場合を除く。）。

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 不法投棄対策担当	
〒163-8001	新宿区西新宿2-8-1
	都庁第二本庁舎19階北側
電話	03-5388-3446（直通）
ファクシミリ	03-5388-1381

なお、八王子市の区域で保管等を行う場合には、八王子市資源循環部廃棄物対策課（八王子市元本郷3-24-1 電話：042-620-7458（直通））に届出をお願いします。

### 第 2 届出方法等

#### 1 届出時間

平日の午前9時から11時まで及び午後1時から午後5時まで  
なお、御来庁の際は、上記届出受付場所まで御連絡のうえ、お越しく下さい。

#### 2 提出部数

正副**2部**です（副本が必要な場合）。  
副本は届出者の控えとなりますので、正本の写し（コピー）としてください。

#### 3 手数料

無料です。

#### 4 届出書

届出様式は、次に掲げる東京都環境局のホームページからダウンロードしてください。  
なお、届出書は、日本語にて作成してください。

<届出様式掲載場所のアドレス>

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial\\_waste/notification/yugai.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/notification/yugai.html)

## 5 届出内容と届出時期

### (1) 設置届

#### ① 届出時期

新たに事業を始める方については、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の10日前までに、届出を行ってください。

なお、平成30年4月1日現在、既に有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を行っている方については、平成30年9月30日までに届出が受理されていることが必要です。

#### ② 届出書の様式：様式第35号の2（廃掃法施行規則第13条の3関係） 記載内容は、様式のとおり

#### ③ 添付書類 添付書類一覧のとおり

添付書類一覧

項目番号	項目
1	事業計画の概要を記載した書類
2	事業場の平面図及び付近の見取図
3	施設を設置する場合は、次の書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の処理方式</li> <li>・ 構造</li> <li>・ 設備概要</li> <li>・ 各設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書</li> <li>・ 施設の付近の見取図（施設の配置図）</li> </ul>
4	届出者が施設を設置する場所又は施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所又は施設を使用する権原を有すること）を証する書類
5	処分又は再生を業として行う場合には、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
6	届出者が個人の場合には、住民票の写し
7	届出者が法人の場合には、次の書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款又は寄附行為</li> <li>・ 登記事項証明書</li> </ul>
8	届出者が次に掲げる場合には、その法定代理人の住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者</li> <li>・ 成年被後見人である場合</li> <li>・ 被保佐人である場合</li> </ul>

## (2) 変更届

ア 次に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業に係る事項の変更

- ・ 事業の範囲
- ・ 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
- ・ 保管場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
- ・ 有害使用済機器の保管に係る最大高さ
- ・ 処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目
- ・ 施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

### ① 届出時期

変更の日10日前までに、届出が必要です。

ただし、所有権又は使用权原を有することを証明する書類を添付する場合には、当該書類の入手後、速やかに届出を行ってください。

### ② 届出書の様式 : 様式第35号の3号(廃掃法施行規則第13条の4関係) 記載内容は、様式のとおり

### ③ 添付書類

添付書類一覧のとおり

添付書類一覧

項目番号	項目
1	事業計画の概要を記載した書類
2	事業場の平面図及び付近の見取図
3	施設を設置する場合は、次の書面 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の処理方式</li><li>・ 構造</li><li>・ 設備概要</li><li>・ 各設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書</li><li>・ 施設の付近の見取図(施設の配置図)</li></ul>
4	届出者が施設を設置する場所又は施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所又は施設を使用する権原を有すること)を証する書類
5	処分又は再生を業として行う場合には、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

イ 次に掲げる事項の変更

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 届出者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

① 届出時期

住民票、法人の登記事項証明書入手後、速やかに届出を行ってください。  
なお、変更届出書提出の目安は次のとおりです。

- ・ 住民票を添付する場合：変更があった日の後 10 日程度
- ・ 法人の登記事項証明書に係る変更：変更があった日の後 30 日程度

② 届出書の様式：様式第 35 号の 3 号（廃掃法施行規則第 13 条の 4 関係）  
記載内容は、様式のとおり

③ 添付書類

添付書類一覧のとおり

添付書類一覧

項目 番号	項 目
1	届出者が個人の場合には、住民票の写し
2	届出者が法人の場合には、法人に係る次の書面 ・ 定款又は寄附行為 ・ 登記事項証明書
3	届出者が次に掲げる場合には、その法定代理人の住民票の写し ・ 未成年者 ・ 成年被後見人である場合 ・ 被保佐人である場合

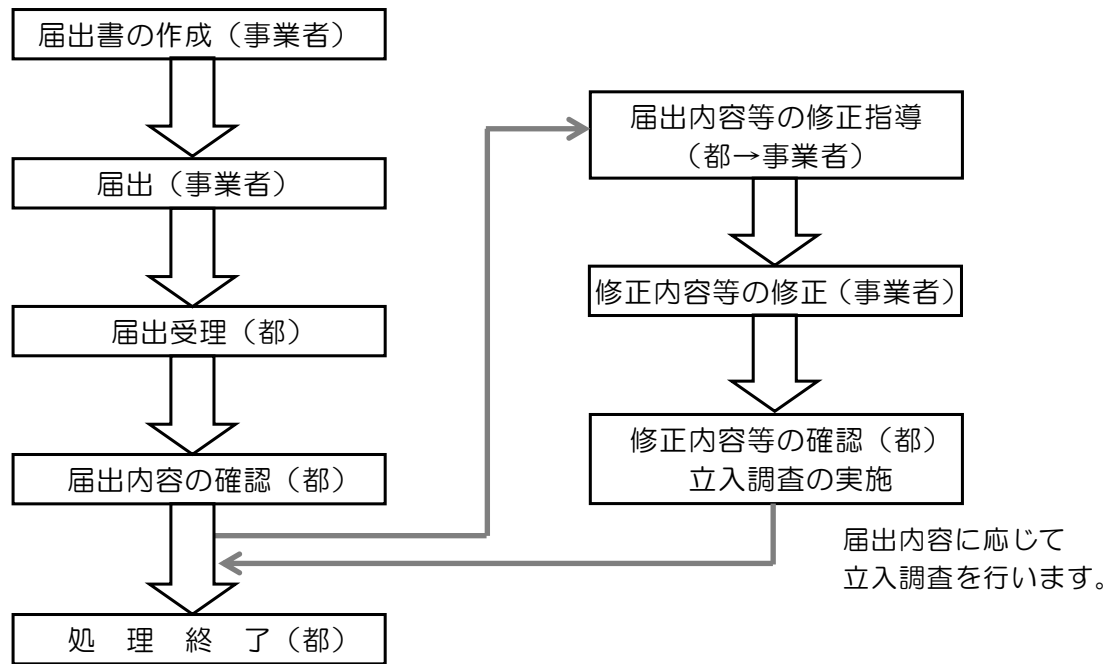
(3) 廃止届

① 届出時期 廃止の日から 10 日以内

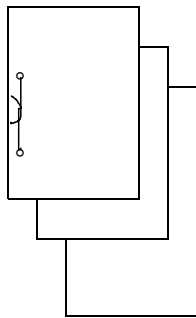
② 届出書の様式：様式第 35 号の 4 号（廃掃法施行規則第 13 条の 11 関係）  
記載内容は、様式のとおり

なお、廃止届の提出に際しては、事業を廃止した後の事業場の写真（有害使用済機器の保管、処分又は再生を行っていないことが分かるもの。）を添付してください。

## 6 届出の流れ



## 7 届出書の作成



- ・届出書は左側を、ホチキスや綴じひもで綴じてください。
- ・不足書類のないように、提出前に不足書類の有無を確認してください。
- ・届出用紙等は、次の例の様に綴じてください。  
(例は新規の届出を想定しています。)

- ① 届出書：様式第 35 号の 2
- ② 事業計画の概要
- ③ 事務所・事業場一覧：東京都様式 1
- ④ 施設の案内図：東京都様式 1-2
- ⑤ 施設付近の見取図：東京都様式 1-2-2
- ⑥ 事業場で保管する品目等：東京都様式 2
- ⑦ 保管容器：東京都様式 2-2
- ⑧ 使用機器等：東京都様式 3  
処分（再生）の方法等
- ⑨ 事業場で処分（再生）する方法等：  
東京都様式 3-2
- ⑩ 事業場の平面図：東京都様式 4
- ⑪ 施設の構造図：東京都様式 4-2
- ⑫ 施設的设计書：東京都様式 4-3
- ⑬ 個人：住民票の写し
- ⑭ 法人：定款又は寄附行為、登記事項証明書
- ⑮ 届出者が未成年者等の場合には、法定代理人の住民票の写し

④から⑫までは各事業場ごとにまとめ、③に記載した事業場の順に綴じてください。

### 第3 基準（廃掃法第17条の2第2項、施行規則第16条の3）

有害使用済機器の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりです。

#### 1 保管基準（処分（再生）に伴う保管を含む。）

保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行ってください。

- ① 保管場所の周囲に囲いの設置
- ② 外部から見やすい箇所に掲示板の設置（掲示板の例：図1）
- ③ 囲いを利用して保管する場合には、構造耐力上安全な囲いを設置
- ④ 屋外で容器を使用せずに保管する場合には、図2（保管方法と保管高さの例）に掲げる高さを超えないように積み上げる。
- ⑤ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、保管場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。（図3：油水分離槽の例、図4：保管場所の配水勾配の例）
- ⑥ 保管場所において騒音又は振動が発生する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ⑦ 保管場所における火災の発生又は延焼を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
  - ・ 有害使用済機器は、その他の物と混合するおそれのないように区分して保管
  - ・ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合には、これらの適正な回収と処理
  - ・ 保管は、一の保管の単位の面積が200m<sup>2</sup>以下
  - ・ その他の物と混合防止用に仕切りが設けられていない場合には、保管の単位の間には2m以上の水平距離を確保
  - ・ その他必要な措置
- ⑧ 保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

#### 2 処分(再生)基準

処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生は、次に掲げる方法により行ってください。

- ① 処分（再生）の場所から処分（再生）に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、次に掲げる措置を講ずること。
  - ・ 有害使用済機器の処分（再生）に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分（再生）の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
  - ・ その他環境省令で定める措置
- ② 処分（再生）に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 処分（再生）の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
  - ・ 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分（再生）すること。
  - ・ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合には、これらの適正な回収と処理
  - ・ その他必要な措置例：破碎等の処理工程に適さない物が含まれていないか、連続的に監視できるように、カメラの設置、目視での確認等の措置
- ④ ①から③に掲げるもののほか、「第4 有害使用済機器一覧」のNO.1～4までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。
- ⑤ 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行わないこと。



## 第4 帳簿の作成と保存

### 1 帳簿の作成

有害使用済機器保管等業者は、廃掃法施行規則第13条の12の規定に基づき、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分（再生）について、次の表に沿った帳簿を作成することが義務付けられています。

また、帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中に記載を終了していなければなりません。

保管	処分又は再生
一 受入れ年月日	一 処分又は再生年月日
二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目	二 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目
三 搬出した場合には、搬出年月日、搬出先ごとの搬出量と品目	三 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の搬出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

### 2 帳簿の保存

有害使用済機器保管等業者が作成した帳簿は、次に掲げるところにより保存しなければなりません。

- 一 一年ごとに閉鎖すること。
- 二 閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。

## 第5 罰 則

有害使用済機器保管に関し規定されている主な罰則は、次のとおりです。

### 1 届出義務違反：30万円以下の罰金

法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者

### 2 報告徴収に関する不報告等：30万円以下の罰金

法第17条の2第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

### 3 立入検査の許否等：30万円以下の罰金

法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ又は忌避した者

### 4 改善命令違反：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科

法第17条の2第3項の項において準用する法第19条の3の規定による命令に違反した者

### 5 措置命令違反：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科

法第17条の2第3項の項において準用する法第19条の5第1項の規定による命令に違反した者

## 第6 有害使用済機器一覧

NO	有害使用済機器の品目	NO	有害使用済機器の品目
1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	16	ヘア 드라이ヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	17	電気マッサージ器
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機	18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの	19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
	イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）	20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
	ロ ブラウン管式のもの	21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
5	電動ミシン	22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第4号に掲げるものを除く。）
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	26	パーソナルコンピュータ
10	フィルムカメラ	27	プリンターその他の印刷装置
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	28	ディスプレイその他の表示装置
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第2号に掲げるものを除く。）	29	電子書籍端末
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第1号に掲げるものを除く。）	30	電子時計及び電気時計
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第3号に掲げるものを除く。）	31	電子楽器及び電気楽器
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

## 第7 有害使用済機器に係る届出が不要な者

次に掲げる方については、届出は不要です。

- 次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下「許可等」という。）を受けている者（有害使用済機器が廃棄物となったものの処理に係る許可等を受けている者であって、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。）を業として行おうとする者（有害使用済機器の処分又は再生を業として行おうとする場合には、有害使用済機器が廃棄物となったものの処分又は再生に係る許可等を受けている者に限る。）に限る。）

	項目	具体的内容
イ	法第7条第1項の許可	一般廃棄物に係る収集運搬事業者
ロ	法第7条第6項の許可	一般廃棄物に係る処分事業者
ハ	法第9条の8第1項の認定	一般廃棄物の再生利用に係る特例の認定事業者
ニ	法第9条の9第1項の認定	一般廃棄物の広域的処理に係る特例の認定事業者
ホ	法第14条第1項の許可	産業廃棄物に係る収集運搬事業者
ヘ	法第14条第6項の許可	産業廃棄物に係る処分事業者
ト	法第15条の4の2第1項の認定	産業廃棄物の再生利用に係る特例の認定事業者
チ	法第15条の4の3第1項の認定	産業廃棄物の広域的処理に係る特例の認定事業者
リ	規則第2条第1号の委託	市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集運搬を行う者
又	規則第2条第2号の指定	再生利用が確実である一般廃棄物のみ収集運搬を行う者として市町村の指定を受けた者
ル	規則第2条第4号の指定	広域的に収集運搬が適当である一般廃棄物のみ収集運搬を行う者として環境大臣が指定した者
ヲ	規則第2条の3第1号の委託	市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を行う者
ワ	規則第2条の3第2号の指定	再生利用が確実である一般廃棄物のみ処分を行う者として市町村の指定を受けた者
カ	規則第2条の3第4号の指定	広域的に収集運搬が適当である一般廃棄物のみ処分を行う者として環境大臣が指定した者
コ	規則第9条第2号の指定	再生利用が確実である産業廃棄物のみ収集運搬を行う者として都道府県の指定を受けた者
タ	規則第9条第4号の指定	広域的に収集運搬が適当である産業廃棄物のみ収集運搬を行う者として環境大臣が指定した者
シ	規則第10条の3第2号の指定	再生利用が確実である産業廃棄物のみ処分を行う者として都道府県の指定を受けた者
ソ	規則第10条の3第4号の指定	広域的に収集運搬が適当である産業廃棄物のみ処分を行う者として環境大臣が指定した者
ツ	特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定	特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとする主務大臣の認定を受けた製造業者等
ネ	「ツ」に掲げる認定を受けた者からの委託（当該認定に従って行われるものに限る。）	特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定を受けた者から委託されている者
ナ	特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定	特定家庭用機器廃棄物の再商品化等業務を行う指定法人
ラ	「ナ」に掲げる者からの委託（特定家庭用機器再商品化法施行令第4条の基準に従って行われるものに限る。）	特定家庭用機器廃棄物の再商品化等業務を行う指定法人から委託された者
ム	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定	使用済小型電子機器等の再資源化事業を行う者で主務大臣の認定を受けた者
ウ	「ム」に掲げる認定を受けた者からの委託（認定に係る再資源化事業計画に従って行われるもの）	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた者から委託された者

2 市町村

3 都道府県

4 国

5 有害使用済機器の保管、処分又は再生の用に供する事業場で、敷地面積が100m<sup>2</sup>を超えないものを設置する者

6 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う者であって、当該本来の業務の遂行上必要な業務として、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者

第8 参考図

< 図1：掲示板の例 >

1 保管施設

掲示板の大きさ：縦及び横それぞれ60cm以上

有害使用済機器の保管施設			
管理者	氏名又は名称		
	電話番号		
	施設責任者名		
保管する有害使用済機器の品目	品目及び取り扱いの有無（有は○）		
	ユニット形エアコンディショナー		運動用電気機械器具
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫		園芸用電気機械器具
	電気洗濯機及び衣類乾燥機		蛍光灯器具その他の電気照明器具
	テレビ		電話機、ファクシミリ装置等
	電動ミシン		携帯電話端末、PHS端末等
	電動工具		ラジオ及び電池式テレビ等
	事務用電気機械器具		デジタルカメラ、DVDレコーダー等
	計量用・測定用電気機械器具		ステレオセット等の電気音響機器
	医療用電気機械器具		パーソナルコンピュータ
	フィルムカメラ		プリンターその他の印刷装置
	磁気ディスク装置等の記憶装置		ディスプレイその他の表示装置
	台所用電気機械器具		電子書籍端末
	扇風機等空調用電気機械器具		電子時計及び電気時計
	電気マッサージ器		電子楽器及び電気楽器
	こたつ、ストーブ等の保温用電気機械器具		ゲーム機その他の電子・電動式玩具
	アイロン、掃除機等の衣料用・衛生用電気機械器具		
ヘアドライヤー、かみそり等の理容用電気機械器具			
最大保管高さ	m		

品目は、主に  
取り扱う品目を  
3種類以上記  
載していただ  
くことでも結  
構です。

2 保管及び処分施設

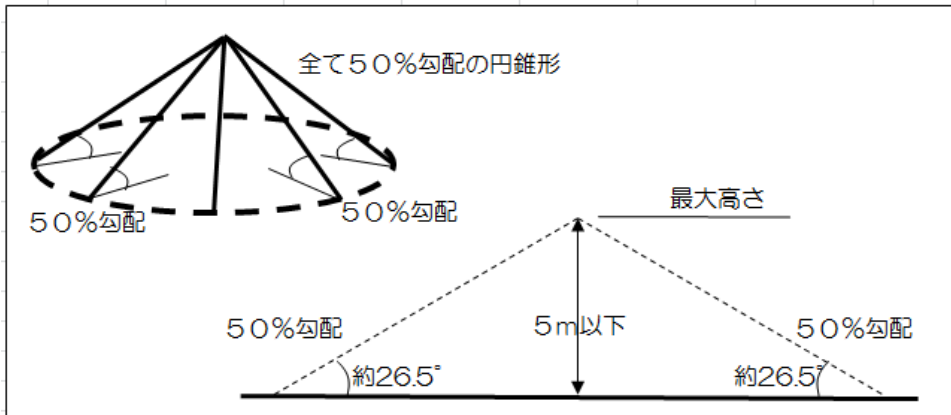
掲示板の大きさ：縦及び横それぞれ60cm以上

有害使用済機器の保管及び処分（再生）施設			
管理者	氏名又は名称		
	電話番号		
	施設責任者名		
保管及び処分する有害使用済機器の品目	品目及び取り扱いの有無（有は○）		
	ユニット形エアコンディショナー		運動用電気機械器具
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫		園芸用電気機械器具
	電気洗濯機及び衣類乾燥機		蛍光灯器具その他の電気照明器具
	テレビ		電話機、ファクシミリ装置等
	電動ミシン		携帯電話端末、PHS端末等
	電動工具		ラジオ及び電池式テレビ等
	事務用電気機械器具		デジタルカメラ、DVDレコーダー等
	計量用・測定用電気機械器具		ステレオセット等の電気音響機器
	医療用電気機械器具		パーソナルコンピュータ
	フィルムカメラ		プリンターその他の印刷装置
	磁気ディスク装置等の記憶装置		ディスプレイその他の表示装置
	台所用電気機械器具		電子書籍端末
	扇風機等空調用電気機械器具		電子時計及び電気時計
	電気マッサージ器		電子楽器及び電気楽器
	こたつ、ストーブ等の保温用電気機械器具		ゲーム機その他の電子・電動式玩具
	アイロン、掃除機等の衣料用・衛生用電気機械器具		
ヘアドライヤー、かみそり等の理容用電気機械器具			
最大保管高さ	m		

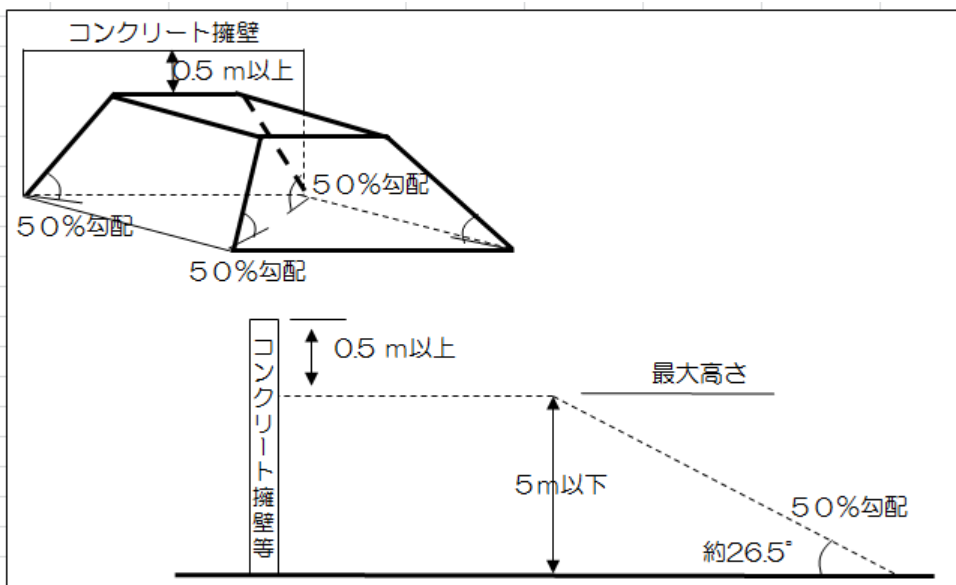
品目は、主に  
取り扱う品目を  
3種類以上記  
載していただ  
くことでも結  
構です。

< 図2：保管方法と保管高さの例 >

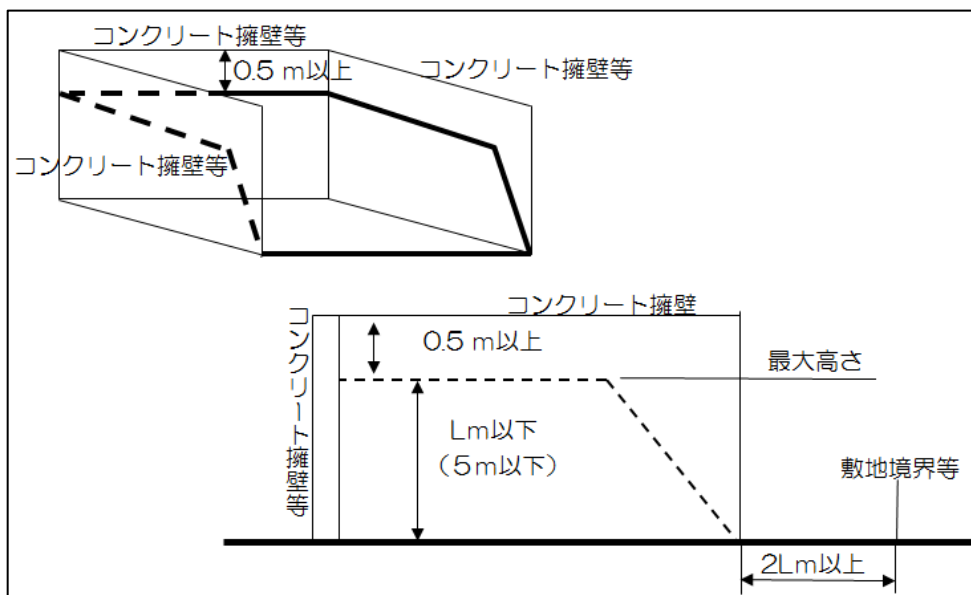
1 囲いに接していない場合の例



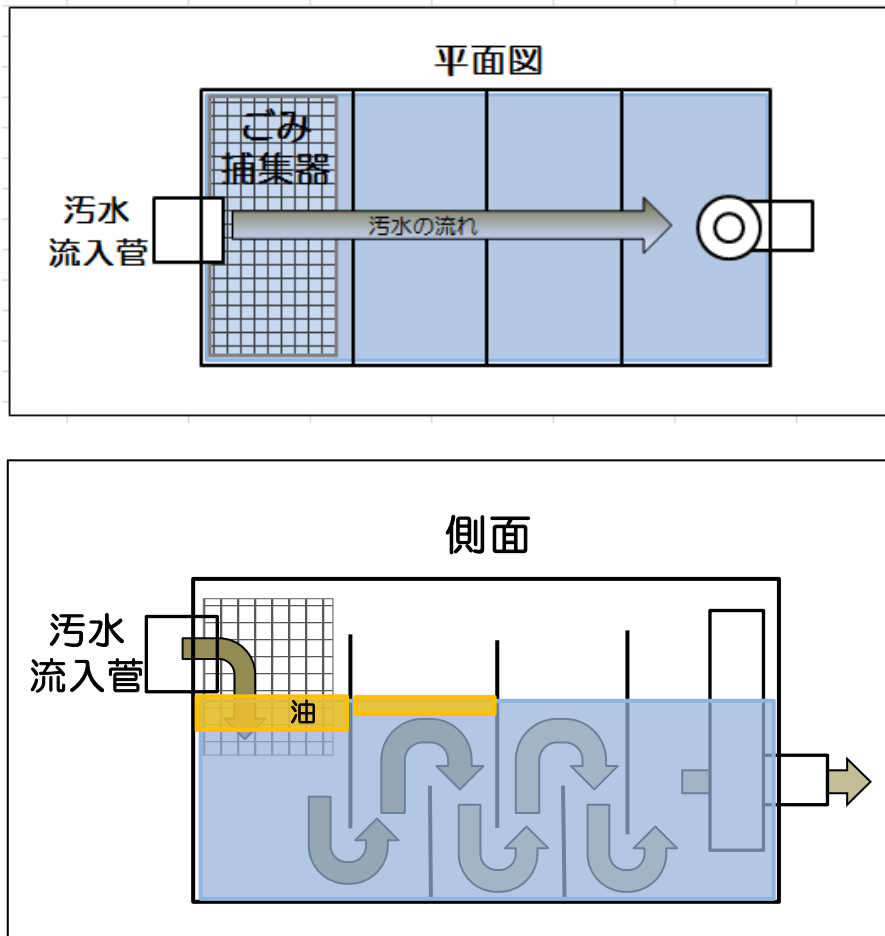
2 一方が囲いに接している場合の例



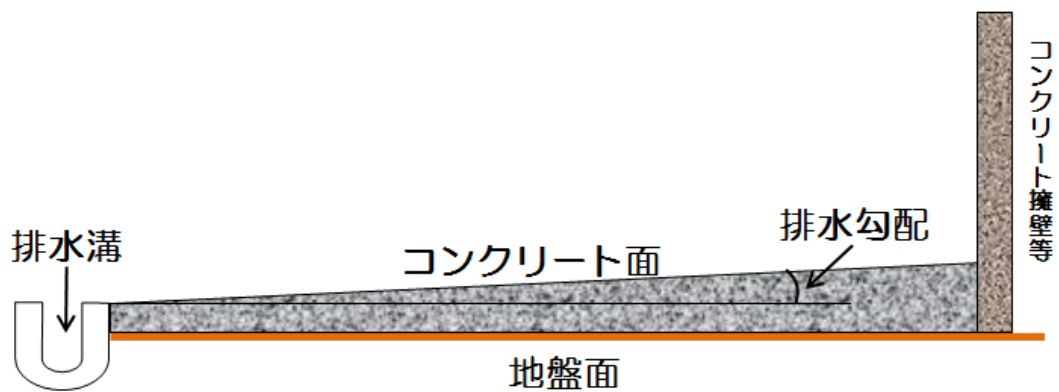
3 三方が囲いに接している場合の例



< 図3：油水分離槽の例 >



< 図4：保管場所の排水勾配の例 >



なお、この措置は次に掲げるような場合には、屋内でも必要です。

- 汚水が発生するような有害使用済機器を保管
- 保管の際に汚水（有害使用済機器に触れた雨水及び散水等を含む。）が発生
- 汚水が発生するような有害使用済機器を処分（再生）
- 処分（再生）の際に汚水（有害使用済機器に触れた雨水及び散水等を含む。）が発生

## 第9 よくある質問と回答

質問1 リサイクルショップを運営しています。

有害使用済機器を保管していますが、届出は必要ですか？

回答1 廃掃法第17条の2に「使用を終了し」との規定があります。

「使用を終了し」とは、その機器本来の用途による使用が終了したことを意味しており、中古品や修理して再度使用する機器など再びその機器本来の用途で使用される機器は、この「使用を終了し」には該当しないことになります。

質問2 当社は、機器を使用していた事業所内でそのまま保管していますが、届出は必要ですか。

回答2 「収集された機器」と規定されているため、収集されていない状態、例えば、貴社の様に機器を使用していた事業所内でそのまま保管されているものは、届出の対象になりません。

質問3 当社は、廃棄物を保管しています。届出は必要ですか。

回答3 有価物が対象であることから、有害使用済機器対象品目であっても、廃棄物と判断される機器は有害使用済機器に該当せず、届出は不要です。

ただし、廃棄物を保管していることから、廃掃法の規定に沿った保管及び処分が必要となります。

質問4 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）の許可をもっています。

有害使用済機器を保管していますが、届出は必要でしょうか。

回答4 次のいずれにも該当する場合には、届出は不要です。

- ・ 有害使用済機器の保管が、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）の許可証に記載された場所で行われている場合
- ・ 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）の許可証で、有害使用済機器と同等の機器の積替え保管が認められている場合

質問5 事業場の敷地面積は150m<sup>2</sup>ですが、有害使用済機器の保管場所の面積は90m<sup>2</sup>しかありません。届出は必要ですか。

回答5 廃掃法施行規則第13条の2第5号により有害使用済機器の保管、処分（再生）の用に供する事業場であって、その敷地面積が100m<sup>2</sup>を超えない場合には届出不要と規定されていることから、有害使用済機器を保管する場所の面積が100m<sup>2</sup>を超えない場合でも、事業場の敷地面積が100m<sup>2</sup>を超える場合には、届出が必要です。

質問6 「許可・認可等に係る事業場において有害使用済機器を保管する場合には、届出の対象となっていませんが、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）の敷地内で、壁を隔てて有害使用済機器を保管する場合には、届出の対象となりますか？

回答6 法の趣旨から、許可施設と同等の基準を満たして行われている保管、処分又は再生については、新たに届出は不要と考えていますが、具体的には、立入検査を実施して確認することにしています。

質問7 既に届出をしている事業者ですが、新たに事業場を設置することになりました。

この場合、使用する届出書は届出書（様式35号の2）又は変更届出書（様式35号の3）どちらを使用するのでしょうか。

回答7 既に届出をしている事業者の方が、新たに事業場を設置する場合には変更届出書（様式35号の3）を提出が必要です。

質問8 当社は、有害使用済機器の手分解を行っています。  
届出は保管又は処分（再生）どちらで行うことになりますか。

回答8 有害使用済機器の手分解を行う場合には、保管の届出が必要です。  
なお、手分解を行う場合には、事業計画の概要に手分解を行うことを記載してください。

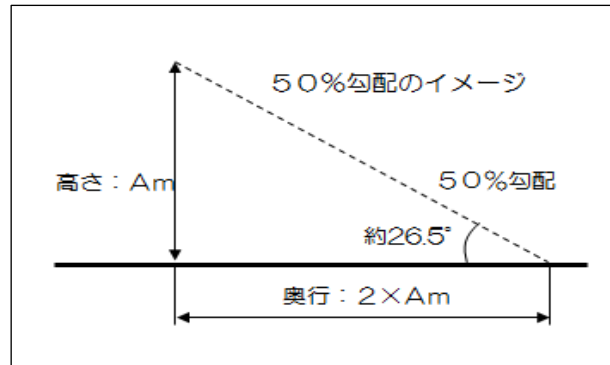
質問9 一部を廃止とは、どのような状態をいうのでしょうか。

回答9 例えば、次のよう場合です。

- ・保管及び処分（再生）を行っている事業者が、保管若しくは処分（再生）のどちらかをやめた場合
- ・事業場A、B及びCを有する事業者が、これらのうち1又は2事業場を廃止した場合

質問10 廃掃法施行規則第13条の6に規定されている、50パーセント勾配とはどのような状態ですか。

回答10 50パーセント勾配とは、角度にして約26.5度  
右の図のような状態を言います。



質問11 「有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う者であって、当該本来の業務の遂行上必要な業務として、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者」とは、具体的にどのような事業者ですか。

回答11 次の様な事業者を想定しています。

- ・機器の修理時に新品交換された故障品を回収し処分のため一時保管する修理業者及びメンテナンス業者
- ・携行品保険等が適用された破損機器を回収し処分するため一時保管する損害保険会社
- ・機器について、本業に付随して回収し処分するため一時保管する小売店
- ・製造製品の不良品、リコール品又は故障品を有価取引等で処分する製造業者
- ・展示品を有価取引等で処分するため一時保管する販売業者

質問12 保管の方法は「図2：保管方法と保管高さの例」を守れば、機器の山と機器の山はすくそばにしても大丈夫ですか。

回答12 火災予防の観点から、集積単位（「集積単位」と言う。）と集積単位の間若しくは集積単位と他の物との間は、2m以上の距離を確保することが必要です。  
また、1つの集積単位の面積は200m<sup>2</sup>以下とすることが必要です。